

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 ハンディキャブ貸出実施細目

改正	平成12年	8月	1日	江東社協 VC 発第	46号
改正	平成14年	3月	28日	江東社協 VC 発第	174号
改正	平成18年	4月	1日	江東社協 VC 発第	157号
改正	平成19年	9月	25日	江東社協 VC 発第	86号
改正	平成19年	12月	28日	江東社協 VC 発第	106号
改正	平成20年	1月	25日	江東社協 VC 発第	121号
改正	平成20年	4月	4日	江東社協 VC 発第	9号
改正	平成20年	6月	1日	江東社協 VC 発第	29号
改正	平成20年	6月	18日	江東社協 VC 発第	38号
改正	平成20年	7月	22日	江東社協 VC 発第	53号
改正	平成20年	9月	19日	江東社協 VC 発第	73号
改正	平成20年	10月	21日	江東社協 VC 発第	87号
改正	平成20年	11月	19日	江東社協 VC 発第	94号
改正	平成20年	12月	18日	江東社協 VC 発第	102号
改正	平成21年	1月	30日	江東社協 VC 発第	115号
改正	平成21年	3月	4日	江東社協 VC 発第	131号
改正	平成21年	6月	17日	江東社協 VC 発第	51号
改正	平成22年	4月	26日	江東社協 VC 発第	19号
改正	平成23年	4月	1日	23江東社協 VC 第	2号
改正	平成23年	6月	1日	23江東社協 VC 第	35号
改正	平成23年	7月	28日	23江東社協 VC 第	70号
改正	平成23年	8月	29日	23江東社協 VC 第	87号
改正	平成24年	3月	24日	23江東社協 VC 第	200号
改正	平成24年	6月	26日	24江東社協 VC 第	64号
改正	平成24年	7月	27日	24江東社協 VC 第	75号
改正	平成24年	8月	24日	24江東社協 VC 第	97号
改正	平成25年	1月	25日	24江東社協 VC 第	164号
改正	平成25年	8月	27日	25江東社協 VC 第	75号
改正	平成25年	11月	15日	25江東社協 VC 第	117号
改正	平成26年	1月	21日	25江東社協 VC 第	154号
改正	平成26年	3月	20日	25江東社協 VC 第	196号
改正	平成26年	12月	25日	26江東社協 VC 第	117号
改正	平成27年	3月	24日	26江東社協 VC 第	157号
改正	平成28年	1月	4日	27江東社協 VC 第	86号
改正	平成29年	1月	25日	28江東社協 VC 第	102号
改正	平成29年	11月	8日	29江東社協 VC 第	85号

(目的)

第1 この細目は「ハンディキャブ貸出要綱」に基づき、ハンディキャブの運行実施に際し、安全かつ効率的運用を図ることを目的とする。

(利用回数)

第2 ハンディキャブの利用回数については、多くの区民が利用できるようにするため、原則として月4回までとする。

(利用時間)

第3 利用できる時間は、平日午前8時30分～午後5時、土日祝午前9時～午後5時とする。ただし、特別な理由がある場合は平日に限り午後7時とする。

2 一回の利用日数は最高2泊3日までとする。

(運行範囲)

第4 ハンディキャブの運行範囲は、江東区社会福祉協議会所在地（江東区東陽6-2-17）を中心として概ね片道150キロメートル以内とする。

(車両の確認)

第5 ハンディキャブの引き渡しに際して、利用者は車両各部の点検を行い、異状のないことを確認した上で運行すること。その際車両に異状があり、緊急修理が不能の時は利用承認を取り消す。

(運行上の注意義務)

第6 ハンディキャブ運行中は法令及び公序良俗を守り、車両の保管等に細心の注意を払わなければならない。

2 貸出しを受けたハンディキャブは、利用者以外の第三者に転貸してはならない。転貸の事実を確認した場合は、ハンディキャブを即座に返還しなければならないとともに、その利用者の以後の申し込みは一切承認しない。

(事故及び故障の修理)

第7 ハンディキャブ運行中に事故及び故障が発生した場合は本会担当者（車両内部に掲示）に速やかに連絡するとともに、事故の場合は法令で定められた措置をとらなければならない。

2 事故、故障に関する関係書類（事故届け、修理請求書等）を、本会担当者まで速やかに提出しなければならない。

(損害賠償)

第8 ハンディキャブ利用に際し、第三者に損害を与えた場合及びハンディキャブに損害が生じた場合は、利用者が一切の責任を負い、賠償しなければならない。

2 前項の賠償責任においてハンディキャブに付保している自動車損害賠償保険の範囲内で賠償できるものは補償するものとし、免責事項については利用者の負担とする。

- 3 第6条第2項の事実があった時生じた事故、故障等に関する賠償責任は全て利用者の負担とし、本会は一切の責任を負わないものとする。
- 4 上記の責任については本会紹介の運転ボランティアの場合も利用者が一切の責任を負うものとする。

(燃料の補給及び返還)

- 第9 ハンディキャブ運行終了に伴い車両を返還する際に利用者は、運行に要した燃料を補給、又は別に定める基準により燃料費を納入するものとする。
- 2 運行終了後は内部の清掃を行い、使用状況報告書を記入の上、車両を返還するものとする。
 - 3 生活保護法により生活保護を受給中の者は燃料費を免除することができる。

(運転ボランティア)

- 第10 ハンディキャブの利用時に運転者の確保ができない場合は運転ボランティアの紹介をする。ただし、日程、行き先などにより紹介できない場合がある。
- 2 運転ボランティアは運転だけでその他の介助は一切行わないとする。
 - 3 車両運行時に運転ボランティアにかかる経費については利用者の負担とする。
 - 4 宿泊を伴う利用の場合には運転ボランティアを紹介することはできない。
 - 5 運転ボランティアの報償費については別に定める基準により支給する。

(備え付け帳簿)

- 第11 会長は、次に掲げる帳簿を常に備えておくものとする。
- (1)利用登録カード (2)利用申込書 (3)使用状況報告書 (4)運行予定表 (5)車両整備記録

附 則

この細目は平成2年5月2日より実施する。

附 則

この細目は平成14年4月1日より実施する。

附 則

この細目は平成18年4月1日より実施する。

附 則

この細目は平成19年10月1日より実施する。

附 則

この細目は平成20年1月4日から実施する。

附 則

この細目は平成20年2月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年4月4日から実施する。

附 則

この細目は平成20年6月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年7月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年8月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年10月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年11月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年12月1日から実施する。

附 則

この細目は平成21年1月5日から実施する。

附 則

この細目は平成21年2月2日から実施する。

附 則

この細目は平成21年3月2日から実施する。

附 則

この細目は平成21年7月1日から実施する。

附 則

この細目は平成22年5月1日から実施する。

附 則

この細目は平成23年4月1日から実施する。

附 則

この細目は平成23年6月1日から実施する。

附 則

この細目は平成23年8月1日から実施する。

附 則

この細目は平成23年9月1日から実施する。

附 則

この細目は平成24年4月1日から実施する。

附 則

この細目は平成24年7月1日から実施する。

附 則

この細目は平成24年8月1日から実施する。

附 則

この細目は平成24年9月1日から実施する。

附 則

この細目は平成25年2月1日から実施する。

附 則

この細目は平成25年9月1日から実施する。

附 則

この細目は平成25年12月1日から実施する。

附 則

この細目は平成26年1月21日から実施する。

附 則

この細目は平成26年4月1日から実施する。

附 則

この細目は平成27年1月5日から実施する。

附 則

この細目は平成27年4月1日から実施する。

附 則

この細目は平成28年1月4日から実施する。

附 則

この細目は平成29年2月1日から実施する。

附 則

この細目は平成29年12月1日から実施する。

附 則

この細目は平成30年6月1日から実施する。

附 則

この細目は平成30年12月1日から実施する。